

## 袋井市立今井小学校いじめ防止基本方針（R6 改訂版）

－はじめに－

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

この「袋井市立今井小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法＜平成25年法律71号（以下「法」という。）＞第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

### 1 いじめの防止のための基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「法」第2条より）

#### (2) いじめの基本的な考え方

本校では、全ての職員が「いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、学校生活全体及び児童の生活全般を通じて「いじめは絶対に許される行為ではない」という考えの下、指導に当たる。

また、個々の行為が「いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にとらえることなく、いじめられた児童の立場に立って行う」ことが必要である。

- ① いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気づくりに努める。
- ② いじめの未然防止のために、児童一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。
- ④ いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する。

### 2 学校体制づくり

- (1) 「見届け 価値付け 方向付け」による【任せて考えさせる】指導 による課題予防的生徒指導
- (2) 職員打合せによる情報共有
- (3) 日々の記録を蓄積する校務ソフトの活用

### 3 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
  - ① 学校・学級経営の充実
    - 絆づくり
      - ・ 挨拶し合う子の育成
      - ・ 自他の存在を大切にする仲間づくり

- ・ 異学年集団（縦割り学年）による黙働清掃、縦割り活動・縦割り遊び
- ・ 各学級、縦割り活動、行事等での「いいところ見つけ」
- 居場所づくり
  - ・ 「今井っ子のきまり」を基盤とした規範意識の育成
  - ・ 「学級力アップ大作戦」によって、自分たちでよりよい学級を目指す意識づく

り

- ② 人権教育、道徳教育の推進
  - ・ 違いやよさを認め合う人権・福祉活動
  - ・ 「特別の教科 道徳」の教科書を活用した授業実践
- ③ 児童会活動の充実
  - ・ 児童委員会活動による「あいさつ運動」の推進
- ④ 保護者への情報公開、啓発活動（学校・学年だより・学校ホームページ等）
- ⑤ 関係機関との連携

## (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高める教育活動の推進

- ① 全ての児童が参加・活躍できる分かる授業づくりの推進  
（基礎的基本的な事項の徹底等）
- ② 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実  
（農業体験、異学年交流、幼稚園との交流、福祉体験、宿泊体験学習等）
- ③ 教職員が積極的に児童のよいところや頑張りを賞揚する「今井賞」「えがおカードの実施

## 4 いじめの早期発見のための取組

職員が、普段の様子と違うちょっとした変化や疑問を、敏感に感じる感性をもち合わせる体制を整える。

- (1) いじめにつながる行為を見逃さず、職員は常に情報を共有する。気になる児童や出来事について、毎週の打合せで全職員が情報を共有する。
- (2) 児童と共に過ごす機会を積極的に創出し、いじめの早期発見を図る。
- (3) 本読みカードや連絡帳、連絡アプリ等を通して、保護者との連携を図る。
- (4) 「心のアンケート」の定期的な実施とそれにより判明した問題や悩みを抱える児童への早期対応とケアの実施。
- (5) いじめ相談体制の充実を図る。（「今井っ子のへや」Google フォームアンケートの設置、教育相談日）
- (6) 人間関係づくりプログラムや「QU」の実施による学級の状況把握と対応

## 5 いじめの早期対応のための取組

いじめ問題を発見したときには、つらい思いをしている児童の立場に立ち、職員が一致団結して問題解決にあたる。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、情報収集を綿密に行い、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を学校体制で継続的に行う。また、いじめを行った児童に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめられた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

- (4) いじめを受けた児童が心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら指導を行う。必要に応じて、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- (6) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (7) 教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関と連携をとる。
- (8) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

## 6 いじめ防止等のための校内組織

### (1) いじめ防止対策委員会

#### ア 目的

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織とし、必要に応じて外部専門家を活用する。

#### イ 構成員

- <校内> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、  
特別支援教育コーディネーター 関係児童担任・学年主任  
<外部> スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、  
スクールサポーター、子ども支援室 等

#### ウ 活動内容

- 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- いじめの相談・通報の窓口
- 関係機関、専門機関との連携
- いじめの疑いや児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

#### エ 開催時期

- 定期的に行う生徒指導委員会で、児童の様子について全職員で情報を共有する。  
また、いじめ事案発生等の緊急時の必要に応じて開催する。

### (2) 生徒指導委員会

#### ア 目的

日常の児童の生活状況を振り返り、児童の生活の乱れや問題行動、いじめに関する行動等が起こらない体制づくりを整えると共に、早期発見、早期対処を講ずる方策を検討する。

#### イ 構成員

<校内> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各担任、養護教諭

#### ウ 活動内容

- 日常の児童の生活状況を振り返り、児童の生活の乱れや問題行動、いじめに関する行動等を検討する。
- 保健室に頻繁に来室する児童や気になる児童の兆候をつかむ。
- 校内施設の使用上での問題について検討する。

エ 開催時期

- 毎月1回以上、職員会議や打合せの中で定期的を開催する。

7 重大事態への対応

<重大事態の定義>

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「法」より）

学校が法の第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに市教委や関係機関に報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

- ① 重大事態の調査組織の設置
- ② 被害者・保護者に対する調査方針の説明
- ③ 事実関係を明確にするための情報収集
- ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 調査結果を市教育委員会に報告
- ⑦ いじめ防止対策委員会及び学校運営協議会に調査結果を報告し、結果を踏まえた必要な措置について検討する。

(改訂 H26. 10. 1)

(改訂 H27. 10. 1)

(改訂 H28. 12. 1)

(改訂 H29. 8. 7)

(改訂 H30. 8. 6)

(改訂 R 1. 8. 27)

(改訂 R 2. 8. 31)

(改訂 R 3. 8. 27)

(改訂 R 4. 8. 31)

(改訂 R 5. 3. 31)

(改訂 R 6. 3. 31)